

# 多気町公共施設照明設備LED化事業公募型プロポーザル仕様書

## 1 事業名称

多気町公共施設照明設備LED化事業

## 2 事業の目的

本事業は2027年末に予定される蛍光灯の生産終了を見据え、公共施設からの二酸化炭素排出量の削減及び経費削減による財政負担の軽減を図ることを目的として、既存の公共施設の照明を賃貸借方式によりLED照明に更新する。

## 3 対象施設

別紙1「対象施設一覧」のとおり

## 4 工事期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

ただし、天災地変、社会的事変、その他の不可抗力により、受注者が当該期日までの設置が困難と見込まれる状況となった場合は、設置期日及びリース始期の変更について発注者と協議することができる。

## 5 賃貸借期間

令和9年3月1日より令和19年2月28日（120カ月間）

## 6 事業内容

### (1)LED照明器具仕様

#### ①構造・規格等

(ア)照明器具、ランプ及び付属部品等は新品であること。照明器具は、器具ごと交換とすること。

(イ)交換する器具は原則既存器具と同形状同構造のものとする。

(ウ)使用する器具はJIL5004「公共施設用照明器具」に登録対応器種を持ち、LED照明器具の販売実績を10年以上有する国内メーカーの製品とすること。

(エ)ISO9001、ISO14001の認証取得工場で製造していること。

(オ)電気用品安全法(PSE)に適合していること。

(カ)本事業に関連するJIS(日本産業規格)、JIL・JEL・JLMA(日本照明工業会)、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。

(キ)電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、発注者及び所管課と協議のうえ、交換又は補強及び落下防止器具を取り付けるなど、安全性を確保すること。

(ク)既存器具が調色、調光器を使用している場合は、原則既設と同等の制御が可能な照明器具とすること。また、監視制御装置と連動している場合は、発注者及び所管課と対象か否かを含めた協議のうえ、適当な対応をすること。

(ケ)既存照明器具に安定器がある場合は、撤去、処分すること。

- (コ)オートリフター機器がある場合は撤去し、オートリフター制御の電源については、分電盤側で切り離し、絶縁処理を行い、制御盤表面に「使用禁止」の表示をすること。
- (サ)既存器具に防球ガードがある場合は、交換器具についても設置し、落下防止措置を施すこと。

## ②性能等(共通仕様)

- (ア)LEDモジュールの寿命は40,000時間以上(光源の光束維持率はベースライト型照明器具が85%、投光器・高天井照明及びダウンライト型照明器具は80%以上)の器具とすること。
- (イ)外部に設置する照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- (ウ)照度はJIS規格における必要照度が定められている部屋について、必要照度以上が確保できるような照明器具を選定すること。規格にない部屋については、既存照明の照度と同等とすること。
- (エ)色温度及び平均演色評価数(Ra)は既存の照明器具と同等とすること。
- (オ)非常用の照明装置については原則既存と同等の設置方法とし、床面において2lx以上を確保すること。但し、既存照明において照度を確保していない場合は別途協議とする。

## ③体育館高天井器具の仕様

- (ア)光源(LED)寿命は、60,000時間(光束維持率85%以上)以上の製品とすること。
- (イ)照明器具は調光機能を有すること。
- ・調光方式:有線、無線は問わない(無線の場合)周波数帯域は問わないが、既存通信設備と干渉せずに正常動作を確保できる仕様であること。
  - ・調光率:連続調光5%~100%
  - ・操作方式:リモコン(点灯消灯及び調光操作)
  - ・調光コントローラー:壁掛端末を基本とし、設置場所を発注者と協議すること。
  - ・点灯パターンについては、発注者と協議の上、学校毎に設定を行うこと。
  - ・操作に関する簡易マニュアル(A4両面1枚)を作成し、提出すること。
  - ・調光機能を行うために、必要な配線工事等が発生する場合は、専用配線を敷設すること。

## ④防災照明器具

- (ア)防災照明器具については、建築基準法及び消防法の関連法令に定める基準を遵守すること。

## (2)調査業務仕様

### ①共通仕様

- (ア)灯具等の調査に当たっては、所管課と日程調整を行い実施すること。
- (イ)調査の際、現在設置されている電灯の仕様に不明点がある、同等の物が販売されていない等、電灯の選定に当たり発注者及び所管課の判断が必要なものに関しては、受注者が判断することなく別途取りまとめ、必ず発注者及び所管課と協議するものとする。協議を行わず、受注者判断で発注者及び所管課の意思と異なるものを設置した場合、7検査(4)の是正の対象となる。
- (ウ)受注者は、対象施設に設置された屋外・屋内全ての照明器具の現地調査を行うものとする。現地調査では「部屋情報」及び「器具情報」を部屋毎に確認・記録し、交換前後の照明器具が記録された照明器具台帳を作成し、Excelデータで納品するものとする。

## (3)工事仕様

### ①提出書類

「10提出書類一覧」に示すもので、契約後用意できるものから速やかに書類を作成し、提出すること。

## ②施工

- (ア)施工を担う受注者は、「多気町公共施設LED化事業公募型プロポーザル実施要領」に記載している「4-(4)参加資格要件」に該当すること。
- (イ)受注者は、受注者の責任のもと、電気工事業者等により施工するものとし、当該作業に必要な資格を有する者を選定すること。
- (ウ)工事着手前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者に報告し、協議すること。
- (エ)受注者は、業務着手時、月末、納品時及び発注者が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。また、受注者は、工事着手前に、所管課と施工日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を報告すること。
- (オ)設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (カ)設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (キ)停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に所管課と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (ク)工事期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを提出するものとする。
- (ケ)施工にあたり、施設運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。施設ごとの施工時期(予定)については別紙のとおり。
- (コ)搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、所管課の承諾を得ること。
- (サ)作業車及び運搬車等の車両の駐停場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の施設の敷地内における必要な場所については、事前に所管課の承諾を得ること。
- (シ)既存照明器具の撤去のみを行う場合は、撤去後の景観に配慮すること。
- (ス)既設照明器具撤去に伴い、天井改修等が必要な場合は、これを受注者の負担で行い、現状復旧を行うこと。
- (セ)設計照度分布図を作成し、照明の配置変更が必要な場合は、発注者及び所管課と協議すること。
- (ソ)施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、所管課と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。
- (タ)作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床掃除を行うこと。
- (チ)施工前後に照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、その結果を所管課に報告すること。
- (ツ)照明器具設置前後の照度計による測定を行い、その結果を所管課に報告すること。なお、測定位置については所管課と事前に協議を行い、承諾を受けたうえで行うこと。
- (テ)撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については、関連法令を遵守し、受注者で処分するものとし、産業廃棄物処理管理票を提出すること。
- (ト)PCBを含む安定器等があった場合、取扱いについて所管課と協議すること。
- (ナ)アスベスト含有のおそれがある既設天井ボードに開口を設ける必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえで適切な方法で作業を行うこと。
- (ニ)現状、点灯を間引きしている照明器具についても、本事業の対象とする。

(ヌ)本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版」及び「公共施設設備工事標準図(電気設備工事編)最新版」を遵守すること。

### ③設置した照明器具への表示

- (ア)賃貸借品であることがわかるよう賃貸借期間を記入した表示をすること。具体的な表示内容については別途協議とする。
- (イ)街路灯等については管理プレートを設置すること。具体的な表示内容については所管課と別途協議とする。
- (ウ)管理プレートの材質は、高分子系材料の場合は、紫外線などによる耐候性能について、JIS A 1415(1999年)での試験をクリアしていること。また、金属系の場合は錆の発生が無いようにすること。
- (エ)管理プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- (オ)管理プレートはステンレスバンドで地表2m前後の位置に取り付けること。

## (4)賃貸借業務

### ①賃貸借業務に含まれる内容

- (ア)LED照明器具及び設置に必要な付属品一式
- (イ)LED照明器具更新に係る作業費用
- (ウ)既存器具等の処分費用
- (エ)賃貸借金利
- (オ)保険費用
- (カ)消防検査費用
- (キ)維持管理費用(緊急修理、不点灯時の対応等)

### ②業務計画書の作成及び提出

受注者は、施工計画書の策定後、速やかに賃貸借・維持管理業務について記載した業務計画書を作成し、本町に提出すること。事業計画書は、LED化の利益が最大限得られる維持管理及び保守管理業務ができるものとし、維持管理業務については「④維持管理業務」を参照すること。

### ③賃貸借期間

「多気町公共施設照明設備LED化事業公募型プロポーザル実施要領」の「3事業概要(4)事業スケジュール③賃貸借期間」のとおり。

### ④維持管理業務

照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

- (ア)設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下(設置後40,000時間以内に設置後照度測定の前平均照度の70%未満)、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、修理、交換等(以下「交換等」という。)を行うこと。但し、非常灯・誘導灯のランプ・蓄電池については消耗品の為対象外とする。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨(対応日、対応者、原因、措置内容等)を発注者に書面で報告すること。
- (イ)受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険に加入

し、器具の契約内容不適合や、器具に不具合が発生した場合は、速やかに新品のもので交換を行う等の措置を行うこと。なお、照明器具の設置後から賃貸借期間開始までの間については、メーカー保証により、交換等の措置を行うものとする。

(ウ)点検・補修等について、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。

(エ)受注者は照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、問合せ窓口(専用窓口又はコールセンター等)を設置すること。なお、連絡を受けた時は、3営業日以内(土日祝日及び閉庁日を除く)に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。

(オ)発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により物品の取り外し、設置及び調整をする。

(カ)前項(オ)にあたり、照明器具の取り外し、設置及び調整に必要な情報を発注者に提供すること。

(キ)設置箇所を変更した照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。

(ク)点検・補修にあたっては、町内事業者を優先的に活用すること。

## 7 検査

(1)取替工事の完了した施設は、速やかに「10提出書類一覧」で定める完成図書を提出し、検査を受けること。

(2)足場(脚立足場を除く)を使用して取替工事を行った箇所については、事前に本町に報告し、検査時期の協議を行うこと。

(3)検査は受注者の立会いのもと行うこと。

(4)検査で是正指示があった箇所については、受注者の責において賃貸借期間開始日までにこれを是正し、是正報告(是正前後写真等)を発注者に行うこと。

(5)上記(4)の是正の対象には、6事業内容(2)調査業務仕様①(イ)で電灯の選定に当たり発注者及び所管課の判断が必要なものに該当していたが、協議を行わず受注者判断で設置したものを含む。

## 8 賃貸借期間終了後の器具の取扱い

賃貸借期間終了後の器具一式は、現状有姿のまま無償で発注者へ引き渡すものとする。

## 9 その他特記事項

(1)受注者は、賃貸借期間開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること。

(2)本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示または漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。

(3)本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議をし、これを処理するものとする。

(4)建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び本事業に係る法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、政令で定めるものに準拠すること。

(5)賃借料の支払については賃貸借契約期間の開始日から月額後払いとし、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。なお、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、初回に精算するものとする。

## 10 提出書類一覧

次に掲げる書類2部及びデータ一式(CD-R)を期日までに発注者に提出すること。

期日	提出書類	内容	備考
施工前	施工計画書	①実施工程表	
		②施工体系図	
		③緊急体制及び連絡先	
		④仮設計画	搬入ルート、工事区画、資材置き場等を記載すること
		⑤現場代理人等通知書	監理技術者又は主任技術者の資格者証の写し及び経歴書を添付すること
施工後	完成図書	①器具照明配置図	
		②器具設置前後の写真	
		③消防署へ提出した届出の結果報告書	
		④照明器具一覧	
		⑤照度測定結果一覧	部屋ごとに記載すること
		⑥絶縁抵抗・導通試験結果一覧	
		⑦照明器具仕様書	
		⑧産業廃棄物処理管理票	
		⑨維持管理業務中の緊急連絡先及び担当者	